

## 国際動物命名規約第4版の2012年9月改正

## Amendment of the International Code of Zoological Nomenclature 4th edition in September 2012, translated into Japanese with some comments

野田泰一<sup>1)</sup>・西川輝昭<sup>2)</sup>Hirokuni Noda<sup>1)</sup> and Teruaki Nishikawa<sup>2)</sup>

## ABSTRACT

A Japanese version of the amendment of the International Code of Zoological Nomenclature in September 2012 was presented with some comments.

**Key Words:** International Code of Zoological Nomenclature, amendment, Japanese version

国際動物命名規約第4版 (International Commission on Zoological Nomenclature, 1999) の改正条項が2012年9月4日に公表され、同日より発効した (International Commission on Zoological Nomenclature, 2012a, 2012b)。これは、動物命名法国際審議会の公式定期刊行物である *Bulletin of Zoological Nomenclature* の2012年9月30日発行分にも、審議会委員による表決結果を付記して掲載された (International Commission on Zoological Nomenclature, 2012c)。これらの英文著作物には改正条項だけでなくいくらかの解説も含まれているが、ここでは改正条項 (用語集に追加された項目を含む) のみを日本語訳した。さらに、若干の語註と解説および新旧対照表を付した。

<sup>1)</sup> 東京女子医科大学医学部  
〒162-8666 東京都新宿区河田町8-1  
School of Medicine, Tokyo Women's Medical University,  
Kawada-cho 8-1, Shinjuku-ku, Tokyo 162-8666, Japan  
E-mail: noda@research.twmu.ac.jp

<sup>2)</sup> 東邦大学理学部生物学科  
〒274-8510 千葉県船橋市三山2-2-1  
Department of Biology, Faculty of Science, Toho University,  
2-2-1, Miyama, Funabashi City, Chiba 274-8510, Japan  
E-mail: nishikawa@bio.sci.toho-u.ac.jp

## 改正条項

**条8.1. 満たされるべき要件.** 著作物は、次の要件を満たさなければならない。

8.1.1. 公的かつ永続的な科学的記録を提供する目的で発行されなければならない、かつ、

8.1.2. 最初に発行された時点で、無料あるいは有料で入手可能でなければならない、さらに、

8.1.3. 次の2項を保証する方法によって、同時に入手可能な複本からなるひとつの版として製作されたものでなければならない。

8.1.3.1. 同一かつ長期保存に耐える多数数の複本 (条8.4を見よ)、もしくは、

8.1.3.2. 内容とレイアウトが固定された広くアクセス可能な電子複本

**例.** ISO Standard 19005-1: 2005が規定するPDF/A (Portable Document Format Archive) は、内容とレイアウトを変化させないようにしておくことが可能なファイル形式である。

**条8.4. 有形複本として発行される著作物.** 紙への印刷と光学ディスクのみが有形複本として発行される著作物として認められる形式である。条9により除外されない限りにおいて条8.1の諸要求を満たすことに加え、有形複本として発行される著作物は次の要件に従う。

**8.4.1. 紙へ印刷された著作物.** 1986年よりも前および2012年よりも後は、有形複本を製作するのに許容される方法は、インクもしくはトナーを用いた紙への印刷のみである。

**8.4.2. 光学ディスク上の著作物.** 公表されたと見なされるためには、光学ディスク上の著作物は、読み出し専用メモリの形式で、1985年よりも後で2013年よりも前に発行されなければならない、しかも、

8.4.2.1. 2000年よりも前に発行された場合は、当該著作物中の新しい学名と命名法上の行為は公的かつ恒久的な科学記録であることを意図していること、および、同時に入手可能な複数の複本からなるひとつの版として製作されたことを述べる文言を含んでいなければならない、あるいは、

8.4.2.2. 1999年よりも後に発行された場合は、その光学ディスクの複本が寄託されたことになっている公的に利用可能な主要図書館を少なくとも5つ指定した文言を含んでいなければならない。

**条8.5. 電子的に発行され配布された著作物.** 公表されたと見なされるためには、電子的に発行され配布された著作物は、

8.5.1. 2011年よりも後に発行されていなければならない、

8.5.2. 公表の日付を当該著作物そのものの中で述べていなければならない、

8.5.3. 『Official Register of Zoological Nomenclature』(ZooBank) (条78.2.4を見よ) に登録され、当該著作物そのものの中にそのような登録が行われた証拠を含んでいなければならない。

**例.** 登録の証拠は、登録が行われたときにしか知り得ない情報を述べるにより示される。登録の正確な日付、もしくは、当該著作物やその著作物中で導入される新学名や命名法上の行為に割り当てられた登録番号などである。PDFとして発行される著作物は、登録番号をハイパーリンクとして埋め込むことができる。その登録番号がファイルの通常の閲覧モードのときやプリントされた場合に見えていなくても、著作物自身の中に引用されていると見なされる。ハイパーリンクのテキストは標準的なPDF閲覧ソフトウェアを使えば容易に分かるからである。

8.5.3.1. 『Official Register of Zoological Nomen-

clature』のエントリーには、当該著作物その内容とレイアウトを維持するやりかたで恒久的に保管しようとしかつそれが可能な、出版者以外の機関の、名称とインターネットアドレスを与えなければならない。この情報は、当該著作物自身の中に示す必要はない。

8.5.3.2. 『Official Register of Zoological Nomenclature』のエントリーには、当該著作物のISBNもしくは当該著作物を含む雑誌のISSNを与えなければならない。この番号は、当該著作物自身の中に示す必要はない。

8.5.3.3. 登録の証拠を言明する際の錯誤は、その著作物が公表される前に『Official Register of Zoological Nomenclature』の中に創られたレコードと曖昧さなく結びつけることができることを条件に、著作物を不適格にしない。

**例.** 以下は許容される錯誤の例である：ある著者が原稿の準備中に登録番号の最後の桁をうっかり削除した。ある著者がZooBankが地方時ではなく協定世界時を使用していることを忘れて間違った登録日付を述べた。ある著者が公表に向けて審査中の2つの著作物を登録し、その両方の公表物にうっかり同じZooBank番号を用いた。

以下は許容されない錯誤の例である：ある著者が公表に向けた原稿の準備中に登録日付としてあとから登録しようとした日付を述べたが、その当日に登録するのを忘れた。その著者は当該著作物の公表後に遺漏に気づき、すぐにそれを登録した。これは公表後に登録が行われたため、当該著作物は適格ではない。ある出版者がある著作物に間違いを見つけ、間違いを正してそれを再発行したが、新版を登録するのではなく元のZooBank番号を使用した。この改訂版は独自に登録されていないため適格ではない。

**条8.6. 公表とアーカイブ化の新しい手法.** 新しいもしくは非慣習的な製法、配布法、フォーマット化ないしアーカイブ化の手法が、規約の意味において公表される著作物を製作し得るか否かを明確にするために、審議会は布告書を発行すること

ができる。

**勧告8A. 広い広報.** 著者には、新学名、新しい命名法的行為、命名法に影響を与える新しい情報等が確実に広く知られるようにする責任がある。著者は、適切な学術誌や有名なモノグラフシリーズ中に公表し、新しい学名や命名法上の行為を『Official Register of Zoological Nomenclature』(ZooBank)に格納し、かつ、著作物の複本を『Zoological Record』に送付することにより、これを達成することができる。

**勧告8B. 印刷された著作物の最少の版.** 紙での著作物は、いかなる配布にも先立って印刷された最少25部からなる版として発行されるべきである。

**勧告8C. 電子著作物.** 電子著作物は、索引作りとデータ抽出の自動化を可能にするように構造化されるべきである。さらに、適切などころに、外的リソースへのリンク(『Official Register of Zoological Nomenclature』のレコードへのハイパーリンクなど)を含めるべきである。

**勧告8D. 内容は不変であること.** ひとつの著作物の内容は、いったん公表された後は不変である。訂正は、正誤表や別個の出版物で行うべきである。著作物の第2刷以降の増刷には、何も修正が加えられていないとしても、その著作物中に公表日とともに、はっきりと増刷であることを表示すべきである。

**勧告8E. 公表された著作物の公的利用可能性.** 新学名や新しい命名法的行為、または命名法に影響を与えそうな情報を含む公表された著作物の複本は、収蔵物が公的に利用可能な図書館において、あるいは、そういう図書館によって永久に保存されるべきである。

**勧告8H. アーカイブ化の推奨.** 著者は自分の電子著作物が確実に複数のアーカイブ機関でアーカイブ化されるようにすることが奨励される。登録された著作物のために利用されるアーカイブ機関は、出版者がそれを実行できなくなった時であっても著作物を利用可能にする恒久的かつ廃止されないライセンスをもつべきである。

**条9. 公表したことにならないもの.** 条8の諸条項にかかわらず、次の各号はどれも、本規約の意味において公表したことにならない。

- 9.1. 1930年よりも後の、なんらかの方法によって現物そっくり複製された手書き。
- 9.2. 1985年よりも後の、ゼラチン版や謄写版によって製作された著作物。
- 9.3. 1986年よりも前および2012年よりも後の、光学ディスク上で発行された著作物。
- 9.4. 写真そのもの。
- 9.5. 校正刷り。
- 9.6. マイクロフィルム。
- 9.7. なんらかの方法で作られた録音。
- 9.8. 標本のラベル。
- 9.9. 公表に先立って電子的に利用可能にした著作物の予報版(条21.8.3を見よ)。
- 9.10. 集会(例えば、シンポジウム、コロキウム、会議、ワークショップなど)の参加者を主たる対象として発行されるもの。講演やポスターの要旨や文書を含む。
- 9.11. (たとえばインターネットを通じて)電子信号として配信される文書や描画。あるいは、
- 9.12. 図書館やその他のアーカイブなどへ予め供託されていたとしても、公表[条8]されなかった著作物の注文によって入手される複写や複本。

**例.** 学位審査員のみ配布された学位論文が、ある注文出版請負業者の販売用カタログに記載されている。その注文印刷された著作物は当該学位論文の複製である。この学位論文はそのままの形においては公表されない著作物となっていたのであるから、公表されなかったものと見なされ続ける。しかし、この著作物を注文印刷用に編集した過程が明らか場合は(たとえばシングルスペースへの変更、ページ番号の付け直し、ランニングヘッダの追加など)、公表されたと見なし得る。

**勧告9A. 集会の要旨集における新しい学名や命名法上の行為の掲載を避けること.** 著者は、集会で提示される論文やポスターの要旨集に新しい学名や命名法上の行為を含めるべきではない。これは、その要旨集は広く配布される場合にそれらが公表されたものように見えることを避け、かつ、意図しない公表を防ぐ。(要旨集での棄権宣言については勧告8Gを見よ。)

**勧告10B. 学名の登録が推奨されること.** 著者は、提唱する新しい学名や命名法上の行為に『Official Register of Zoological Nomenclature』が交付する登録番号を、自身の公表物中に含めるよう推奨される。さらに、すでに公表された学名や行為を登録するよう推奨される。

**条21.7. 特定されない日付.** 公表の日付が著作物のなかで特定されない場合、その著作物もしくはその分冊が公表された著作物として存在していることを示すもっとも早い日をその著作物やその分冊の公表の日付として採用するものとする。

21.7.1. 日についての証拠がないときは、条21.3の条項を準用する。

21.7.2. 電子版として発行される著作物は、不完全にしか特定できなとしても(条21.3)、公表の日付を述べるのが要求される(条8.5.2)。

**条21.8. 別刷りや前刷りの先行配布.** 別刷りや前刷りの先行配布は、次の要件が定めるように公表の日付に影響を及ぼす：

21.8.1. 2000年よりも前に、ある著者が、ある記事が含まれる著作物の特定された公表日付に先立ってその記事の別刷りを配布した場合、それによってその記事の公表の日付を早めたことになる。

21.8.2. 1999年よりも後に行った別刷りの先行発行は、公表の日付を早めない。ただし、紙に印刷され、それ自体の公表の日付が明確に刷りこまれている前刷りは、条8における公表の要件を満たし、かつ、条9によって除外されないならば、その発行日の時点から公表された著作物である(用語集：“別刷り”，“前刷り”を見よ)。

21.8.3. 最終版の公表の日付に先立って、その予報版がオンラインで閲覧可能な場合がある。そのような先行した電子的閲覧は、著作物の公表の日付を早めない。予報版は公表されたものではないからである(条9.9)。

**条21.9. 紙と電子で配布される著作物.** 印刷版と電子版の両方で発行される著作物中で公表された学名もしくは命名法上の行為は、先に条8の要件を満たし条9によって除外されない版の公表の日付をとる。

**条78.2.4.** 審議会は、著作物、学名、命名法上の行

為の基本情報を記録するために、『Official Register of Zoological Nomenclature』(ZooBank)を設立し維持管理するものとする。『Official Register of Zoological Nomenclature』は電子的もしくは紙で維持管理するものとする。『Official Lists』および『Official Indexes』は、『Official Register』内で維持管理するものとする。

## 用語集への追加

※下線は国際動物命名規約第4版日本語版(動物命名法国際審議会、2000)の用語集における当該項目を見よ。

**アーカイブ.** archive; (名詞として) 著作物の保管所。(動詞として) 著作物を恒久的に保存することを意図したアーカイブに著作物を置くこと。

**Official Register.** 『Official Register of Zoological Nomenclature』(動物命名法公式登録)の略称。著作物、学名、および命名法上の行為に関する情報を記録するために審議会によって維持管理される。(ZooBankを見よ)

**光学ディスク.** optical disc; レーザー読み出し可能なデータ記憶媒体。CD-ROMやDVD-ROMは1985年よりも後で2013年よりも前には適切な著作物の製作に用いることができた(条8.4.2)。

**電子出版物.** electronic publication; 電子信号を用いて発行・配布される出版物。

**登録する.** register; 著作物、学名、著者、命名法上の行為、および動物命名法の目的のために辿られるその他の事項に関する情報を『Official Register of Zoological Nomenclature』に格納すること。

**登録番号.** registration number; 『Official Register of Zoological Nomenclature』における個々の情報へ割り当てられた一意的な識別数字または英数字コード。ZooBank。『Official Register of Zoological Nomenclature』のオンライン版。

(改訂条項の和訳はここまで)

## 語註と解説

動物命名規約は、公表を重要な要件として規定しているが、今般の改正は公表の要件の2点を変更す

るものである。1つめは規約第3版以降許容されていた光学ディスクによる公表を今後は認めないことにした点である。光学ディスクによる公表は1986年元日・2012年末日に他の要件を満たして発行されたものだけが認められることになった。もう1つは電子出版を新たに許容したことである。動物分類学の領域でも電子出版そのものはすでに存在しているが、これまで命名規約の公表の要件を満たすためには冊子版と電子版を同時に（もしくは冊子版を先に）発行する必要がある。今後は電子版のみで公表の要件を満たし得る。上に掲げた改正条項は、条9.2のゼラチン版・謄写版を除けばこの2つに関するもののみである。なお、新設された条21.7.2は内容が条8.5.2と重複しているが、これは同じ事を2回定めているのではなく、条21.7.2は条21.7の除外規定である。ただし、条8.5.2により電子出版には公表日が書かれていなければならないため、電子出版はそもそも条21.7の対象にならないと考えれば、条21.7.2は蛇足かもしれない。

今般の改正は、多用されるIT用語さえ理解できれば難解でない。IT用語の多くはカタカナ語としてすでに普及しているものが多い（ハイパーリンクなど）。また、元来はIT用語でなくてもIT関連では

カタカナ語として用いられるものもある（アーカイブ、リソースなど）。多くはそのまま理解し得ると思うので特に解説しないが、以下にカタカナ語を含め数語を簡単に解説する。また、新旧条項の対照の助けとなるように表1を掲げておく。

協定世界時（条8.5の例）：時刻系のひとつでUTCと略記される。生物学の分野ではグリニッジ平均時（GMT）と同じと考えてよい。日本で用いられる日本標準時（JST）はUTCよりも9時間先に進み、日本で日付が変わった9時間後にUTCにおける日付が変わる。このためJSTの午前0～8時台の9時間は、UTCと日付が一致しない。規約に時刻系に関する規定はないが、ZooBankはUTCを用いる。日本で午前0～9時にZooBankへの登録作業を行うときは注意が必要である。

エントリーとレコード（条8.5.3.1～3）：データベース関連で用いられる用語である。パソコン用の表計算ソフトでのスプレッドシートで言えば、列がエントリー、行がレコードに相当する。1レコードはさまざまな要素が不可分に結びついた1セットのデータである。エントリーはレコードを構成する項目の各々である。ZooBankでは「学名1つに付帯するデータセット」、「著作物1つに付帯するデータ

表1. 改正の概要

|         |   |
|---------|---|
| 条8.1    | 8.1.3後半を2項とし、その第2項として電子出版の要件を新設。例を新設。   |
| 条8.4    | 旧8.4、8.5、8.6を文言を修正して統合。   |
| 条8.5    | 新設。電子出版の要件。（旧8.5は新8.4へ統合）   |
| 条8.6    | 新設。将来新たな技術が登場したときの簡略化された手続き。（旧8.6は新8.4へ統合）  |
| 勧告8A    | 修正。ZooBankへの登録推奨を追加。  |
| 勧告8B    | 新設。印刷物での出版の最少部数への指針。（旧8Bは削除）  |
| 勧告8C    | 新設。電子出版物に推奨される構造など。（旧8Cは新8Eへ移動、修正）  |
| 勧告8D    | 新設。増刷に関する留意事項。（旧8Dは新8Fへ移動）  |
| 勧告8E    | 旧8Cの修正。光学ディスクへの言及を削除。（旧8Eは新8Gへ移動）   |
| 勧告8F    | 旧8Dと同じ。   |
| 勧告8G    | 旧8Eと同じ。   |
| 勧告8H    | 新設。アーカイブ化の奨励。   |
| 条9      | 9.2、9.3、9.9を新設。旧9.2～9.9は新9.4～9.8、9.10～9.12へ移動（順序の変更あり）  |
| 勧告9A    | 文言修正。   |
| 勧告10B   | 新設。新規著作物に登録番号を記すよう勧告。既存著作物の著者に登録を促す。  |
| 条21.7   | 第2項を追加。電子出版物には、内部に公表の日付が書かれている必要がある。  |
| 条21.8   | 旧21.8後半を3項に区分。別刷りの先行配布に関する2.8.1は変更なし。前刷りに関する2.8.2は曖昧だった表現を修正し、前刷りは公表の要件を満たしていれば個別に公表したことになることを明記。2.8.3は新設で、オンラインの予報版は公表に当たらないとする。 |
| 条21.9   | 新設。印刷版と電子版の両方がある場合の公表の日付の決定規準。  |
| 条78.2.4 | 新設。審議会がZooBankを管理することを規定。   |
| 用語集     | 7項目を追加。   |



セット」,「著者名1つに付帯するデータセット」などがレコードであり, それら各々にLSIDが付与される。

---

■ 文献

International Commission on Zoological Nomenclature. 1999. International Code of Zoological Nomenclature, 4th edition. The International Trust for Zoological Nomenclature, London. xxix, 306 pp.

International Commission on Zoological Nomenclature. 2012a. Amendment of Articles 8, 9, 10, 21 and 78 of the International Code of Zoological Nomenclature to expand and refine methods of publication. *ZooKeys*, 219: 1–10.

International Commission on Zoological Nomenclature. 2012b. Amendment of Articles 8, 9, 10, 21 and 78 of the International Code of Zoological Nomenclature to expand and refine methods of publication. *Zootaxa*, 3450: 1–7.

International Commission on Zoological Nomenclature. 2012c. Amendment of Articles 8, 9, 10, 21 and 78 of the International Code of Zoological Nomenclature to expand and refine methods of publication. *Bulletin of Zoological Nomenclature*, 69: 161–169.

動物命名法国際審議会. 2000. 国際動物命名規約第4版日本語版. xviii+133 pp. 日本動物分類学関連学会連合, 札幌.

---

(受付: 2012年12月21日)

(受理: 2013年1月31日)